

平成19年6月15日  
経済産業省

## 「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」について

悪質な訪問販売や電話勧誘販売等を規制する「特定商取引に関する法律」の規制対象に、「みそ、しょうゆ等の調味料」、「占いと併せて行われるいわゆる祈禱等の援助サービス」及び「海外商品取引や海外商品オプション取引の仲介サービス」を追加します。

また、電話勧誘販売及び通信販売に関し、事業者を監督する権限の一部を都道府県知事が行うことができることとします。

これらの措置を通じて、悪質商法による消費者被害の未然防止・拡大防止を図るべく、都道府県との協力の下、特定商取引に関する法律に基づき、厳正に対処してまいります。

1. 悪質な訪問販売や電話勧誘販売、通信販売を規制する「特定商取引に関する法律（特定商取引法）」の規制対象に、次の3項目を追加します。

- ①みそ、しょうゆその他の調味料
- ②易断の結果に基づき助言、指導その他の援助を行うサービス（役務）
- ③決済用資金を預かって行う、以下の取引の仲介サービス
  - ・現実の商品引渡がない物品売買取引
  - ・商品先物取引
  - ・商品指数取引
  - ・上記3つの取引に関するオプション取引

2. これらの物品やサービスを特定商取引の規制対象に追加することにより、次のような消費者保護が図られることとなります。

- ・これらの物品やサービスについて、訪問販売や電話勧誘販売をする事業者が不適切な勧誘を行った場合には、国及び都道府県による行政処分の対象となる。
- ・これらの物品やサービスについて、消費者はクーリング・オフできるようになる。（ただし、7月15日以降に契約を締結したものに限る。）

3. あわせて、都道府県知事による適正な法執行を図るため、通信販売及

び電話勧誘販売に関して、立入検査や業務停止命令等の行政処分に係る主務大臣の権限を都道府県知事に移譲します。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局消費経済政策課

担当者：石塚 課長補佐、立石 係長

電 話：03-3501-1511 (内線 4281~3)

03-3501-1905 (直通)

<参考>

- 特定商取引法の内容については、  
<http://www.no-trouble.jp/search/joubun/index.html>
  
- 特定商取引法による、訪問販売、電話勧誘販売、通信販売に関する規制の対象については、  
<http://www.no-trouble.jp/search/joubun/goods.html>

## 特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令について（概要）

### 1. 趣旨

平成18年7月の消費者政策会議決定「消費者基本計画の検証・評価・監視について」を受け、都道府県が処理する事務の追加等を行うとともに、政令で指定されていない商品又は役務について、訪問販売等による消費者トラブルが発生していることにかんがみ、指定商品及び指定役務の追加を行うため、特定商取引に関する法律施行令の改正を行うものである。

### 2. 政令の主な内容

#### (1) 指定商品の追加

指定商品を定める別表第1に、「みそ、しょうゆその他の調味料」を追加する。

#### (2) 指定役務の追加

指定役務を定める別表第3に、次の役務を追加する。

- ① 易断の結果に基づき、助言、指導その他の精神的な援助を行うこと。
- ② 商品取引所法及び海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の規制を受ける取引に該当しない売買取引、現金決済先物取引、商品指数先物取引及びこれらのオプション取引について、当該取引の決済に必要な金銭の預託を受けて、取引を行うこと、取引を行うことの媒介を行うこと又は取引を行うことの委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。

#### (3) 都道府県が処理する事務の追加等

- ① 通信販売及び電話勧誘販売に関する主務大臣の権限に属する事務を、次の通り、都道府県知事が行うこととする。
  - ・ 通信販売に関する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときは、主務大臣が自ら行うことを妨げない。
  - ・ 電話勧誘販売に関する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときは、主務大臣が自ら行うことを妨げない。
- ② 申出に関する主務大臣の権限に属する事務について、①で新たに都道府県が処理する事務として追加する通信販売及び電話勧誘販売に関するものを含め、都道府県知事が行うこととする。ただし、主務大臣が自ら行うことを妨げないこととする。